

平成 2 9 年 9 月 五 島 市 議 会 定 例 会 追 加 議 案 表

(平成 2 9 年 9 月 2 0 日 提 出)

番 号	事 件 名	ページ
議案第 131 号	損害賠償の額の決定について	1

議案第131号

損害賠償の額の決定について

平成27年度障害者医療費国庫負担金の交付額の確定に伴う返還金の支払の遅延について、次のとおり損害賠償の額を決定する。

平成29年9月20日提出

五島市長 野口市太郎

1 損害賠償の相手方 国

2 損害賠償の要旨

平成29年4月28日が納付期限である平成27年度障害者医療費国庫負担金の交付額の確定に伴う返還金を、同年5月12日に納付したことにより生じた延滞金について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第2項の規定により、同年6月5日に相手方に支払ったものである。

3 損害賠償の額 37,094円

（提案理由）

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により議会の追認議決を求めるものである。これが、この案を提出する理由である。